

**チェックポイント** 網掛けの部分は必ず記入・捺印ください。

書類回議 年 月 日

認定		常務理事	事務長	課長	担当者
否認定					
年	月	日			

事業所	
幹部社員	担当者

記号番号が書かれていることをご確認ください。

年 4 月 1 日

健康保険被扶養者認定伺

押印を忘れずに

事業所名	富士通株式会社	所 属	○×事業部
被保険者証 記号 - 番号 1000 - 1234567	被保険者氏名 健保 太郎	生年月日 1986 年 4 月 20 日	電話番号 7 1 2 9 - 9 9 9 9
住 所	川崎市中原区上小田中 4 - 1 - 5 0 0		

1. 申請被扶養者氏名 < 75 歳以上の方は「後期高齢者医療制度」に加入しているため被扶養者とはなりません。 >

申請被扶養者氏名	続柄	生年月日	年齢	同居/別居	現在の健康保険加入状況
健保 通子					)・無
別居の場合の住所					)・無
申請理由 (扶養に至った理由等詳細にご記入ください)	<p>記入漏れがないかご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の健康保険組合加入状況が「無」の方は認定伺審査中は無保険になりますので、国保に加入するよう指導ください。</li> <li>社会保険（健保組合・共済組合等）加入は申請不可</li> </ul> <p>※任意継続加入者は「家族の扶養者になる」という理由では喪失できないことになっています。申請には任意継続の喪失証明書の添付が必要です。他の認定基準を満たしていない場合は否認定になることもあります。</p>				
申請被扶養者に配偶者との死別・離婚等がある場合				死別・離婚 (	年 2 月 2 0 日)

2. 過去 1 年以内の方は必ず 又は勤務先 日付を記載ください。

誓約書内容と相違がないか確認ください。

勤務先	〒	所在地	川崎市中原区下小田中 1 - 1
退職又は廃業年月日	年 12 月 31 日	退職又は廃業理由	(1) 定年 (2) その他 ( 自己都合 )

3. 申請被扶養者の収入の有無

種 類	金額 (年額)	種 類	金額 (年額)
勤 雇 ( 労働者 )		類：老齢基礎・遺族厚生)	980,000 円
農 業		預貯金利子収入	円
不 就 業		)	円
自 営		合計 (年額)	980,000 円

・事象発生後から向こう 1 年の収入見込み金額を記載ください。なお、退職・廃業された場合は退職・廃業前の収入金額を記載しないよう指導願います。  
(雇用保険も同様です)

・会社都合で退職の方は、すぐに失業給付がでますので、失業給付の受給証の写しを添付してください。

・病気退職のかたは傷病手当金受給中の場合があります。傷病手当金決定通知書の写しを添付ください。

( ) は細目を記入のこと。2 人 (以上) に収入のある場合は 2 段書き (以上) にすること。

4. 被保険者の年間収入 (前年 1 年間の総収入、入社の場合は年収見込)

6,000,000 円

被保険者の年収額

5. 家計費において兄弟、姉妹等から受領した金額

イ. 有る

(

より

別居で本人の送金額よりも兄弟、姉妹からの援助金が多い場合は否認となります。

6. 家族構成 (本人、被保険者からみた同居・別居を含む全家族及び兄弟・姉妹) **※必ずご記入ください。**

氏名	続柄	年齢	職業・勤務先	同居別居	扶養	住所
健保 太郎	本人	68	富士通	同居	有	〒950-8501 福島県会津若松市門田町4-1-500
健保 直子	妻	65	専業主婦	同居	有	同上
健保 通子	母	69	無職	同居	有	同上
健保 次郎	弟	30	(株)△△電機	別居	無	福島県会津若松市門田町1

必ずすべての項目が記入されているかご確認ください。  
(記入に漏れがある場合は、手続きが遅れることになります)

7. 認定手続きに必要な提出書類

《被保険者と被扶養者の続柄を確認する書類(●→必須 ○→基本的には不要・申請事由によっては必要)》

提出書類		配偶者 (内縁を含む)	子 女	そ の 他
同居	戸籍謄本	不要	不要	○
	世帯全員の住民票	●	●	●
別居	戸籍謄本	●	●	●
	申請世帯全員の住民票	●	●	●

《被保険者と被扶養者の生計維持 (収入額等) を確認する書類》

・誓約書 (申請者全員必須・富士通健康保険組合専用フォーマット)

現職	・事業所得者 (自営業者)	・確定申告書 (写) および収支内訳書 (写) ※収入、各種経費より総合的に判断します。
	・給与所得者 (パート等)	・雇用保険未加入者 (写) および給与明細書の直近3ヶ月分 (写) 等の提出 ※申請内容に基づいたと添付書類の提出があるかご確認ください。
退職後	・失業給付の非受給者	※雇用保険未加入だった場合は退職証明書および最終の給与明細 (写)
	・失業給付の受給者 (予定者を含む)	・離職票 (写)、または雇用保険受給資格者証 (写) ただし、基本手当日額が 3,562 円未満 (60 才以上の受給者または障害者の場合は 4,932 円未満) の給付金額の受給者に限る
	・失業給付等受給終了者	・“支給終了” と記載されている雇用保険受給資格者証 (写)
・年金受給者 〔老齢・遺族・障害・共済 企業年金・船員・個人 等〕		・直近年度の所得証明書、または (非) 課税証明書 (ともに市区町村役場発行) ・直近の年金改定通知書 (写)、または振込通知書 (写)
・病気等による就労困難者		・医師の診断書、傷病手当金支給証明書 (傷病手当金受給者は必須) など
・学生の場合		・在学証明書、または学生証 (写)
・別居者に対する仕送り額		・直近3ヶ月分の送金証明書 (「振込取引控」等) ※金額については 54,000 円/月以上、かつ、認定対象者の年間収入を超える送金額となります。 ※事由発生より3ヶ月以内の場合は、その月から各月の「振込取引控」等および「今後も送金を続ける誓約書」
・申請被扶養者に同居家族がいる場合 ※配偶者申請の場合は除く		・収入額の多い方の被扶養者となるため、全員の所得証明書 (自営業者は確定申告書 (写) および収支内訳書 (写)) ※既に被扶養者となっている方は不要
・父母等申請時の兄弟等が全員別居している場合		・被保険者の兄弟全員からの扶養しない誓約書 (学生を除く)

なお、上記以外にも必要な書類を提出していただく場合がありますので、ご承知おきください。